

公募型プロポーザルの公告

第5次本部町総合計画及び総合戦略策定業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年7月23日

本部町長 平良 武康

1. 公募型プロポーザルに対する事項について

- (1) 業務名称 第5次本部町総合計画及び総合戦略策定業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 仕様書等を参照
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年2月13日まで
- (4) 見積限度額 22,825,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2. 公募型プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

実施の公告（ホームページ掲載）	令和6年7月23日（火）
参加申込書等提出期限	令和6年7月31日（水）
参加資格審査結果の通知	令和6年8月1日（木）
企画提案書等提出期限	令和6年8月8日（木）
1次（書類）審査結果通知 ※企画提案者が5者以上の場合に実施	令和6年8月15日（水）
2次（プレゼンテーション）審査	令和6年8月21日（水）
特定通知	令和6年8月23日（金）

3. 参加資格

- (1) 沖縄県内に本社又は営業所等の営業拠点を有すること。
- (2) 過去5年間の間に、地方自治体の総合計画策定業務の受注実績を有している（現在受注し、実施中のものを含む）こと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 本部町建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領（昭和57年4月1日）第9条の規定に基づく指名停止措置及び沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領第7条の規定に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

(9) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは第5次本部町総合計画業務及び総合戦略策定業務共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4. 各書類の提出先

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

本部町 企画商工観光課 企画政策実践班（電話番号：0980-47-2702）

5. その他

本公告に記載がない事項およびその他詳細は「第5次本部町総合計画及び総合戦略策定業務に係るプロポーザル実施要領」および「第5次本部町総合計画及び総合戦略策定業務仕様書」による。（本部町ホームページからダウンロードすることができる。）

以上